

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の 状況に関する意見等

特定非営利活動法人 全国就業支援ネットワーク
代表理事 藤尾 健二

特定非営利活動法人全国就業支援ネットワークの概要

1. 設立年月日:平成19年6月11日

2. 活動目的及び主な活動内容:

障害のある人の就業生活の支援のために、望ましい職業指導や就業支援のあり方を研究・研鑽すること、全国における就業支援機関・組織運営の健全化などについて相互に意見や情報を交換し、障害のある人が自立した生活を送ることができる環境形成に寄与することを目的として創設され、「地域で」「連携して」「実践に基づいて」「政策に関与して」を理念に活動をしている。

障害者職業能力開発施設部会、就労移行支援事業所部会、障害者就業・生活支援センター部会の三つの部会と7つのブロックに分けた地域を軸として、長年にわたり活動している。

【主な活動内容】

- ・ 定例研究・研修会の開催
- ・ 障害者職業能力開発施設連絡会の開催
- ・ 就労移行のあり方を学ぶ研修会の開催
- ・ 就業生活支援基礎講座の開催
- ・ 障害者就業・生活支援センター事業をより深く考えるための全国フォーラムの開催
- ・ 訪問型職場適応援助者養成研修の実施
- ・ 地域における就業支援ネットワーク形成事業の実施

3. 加盟団体数(又は支部数等): 277団体(令和7年5月20日時点)

4. 会員数: 277 (令和7年5月20日時点)

5. 法人代表: 代表理事 藤尾 健二

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(概要)

1 サービスの質の向上に向けて

(1)自己評価及び外部評価機能の導入について

- ・サービスの質を客観的に評価するため、介護保険にあるような外部評価を導入し、質の高いサービスを担保する仕組みを作る必要がある。具体的には、地域密着型サービスにおける外部評価のように理念、地域との連携、虐待防止等の項目を外部騎機関が評価するとともに、併せて自己評価も行い、事業者自らの改善に向けた努力を促し、サービスの質の向上を図ることが必要。
- ・サービス管理責任者・児童発達責任者の名義貸し等が散見されているが、サービス管不在のペナルティをさらに大きくしてはどうか。

2 行政・監督体制の強化について

(1)指定権者(指定自治体)の指導体制の厳格化について

(2)障害福祉計画の適正化

- ・障害福祉計画策定にあたり、ニーズ整理を十分に行う。そのためには行政担当者の適切な人員数の配置や専門職が配置できるような措置が必要。

3 就労系事業のあり方について

(1)A型からB型への事業変更について

- ・A型(スコア80点～105点で報酬533単位)からB型に事業変更すると、事業者にとっては収入増につながる。A型からB型への事業変更を行う場合、3年間は基礎単価のみとしてはどうか。

(2)施設外就労の扱いについて

(3)A型事業のあり方について

- ・A型事業の見直しに際し、経済効率や生産性の視点も必要。

(4)就労移行支援事業、就労定着支援事業の利用者の職業的重度に応じた基本報酬体系の見直し

- ・現行は障害の軽重や、職業的重度に関係なく、就労移行支援事業や就労定着支援事業は就職者数や就労定着率に応じた報酬単価の設定になっているが、就労困難性をふまえた報酬単価設定が望ましい。

(5)就労系サービス全体について

- ・就労系5事業の役割の再定義と再構成が必要。

- ・就労支援だけではなく、根本的な生活保障や所得保障の充実も併せて考えてことが必要。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(詳細版)

就労系サービスについては、2025年11月28日に「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」が発出されたところであるが、それを踏まえ、以下について述べる

1 サービスの質の向上に向けて

(1)自己評価及び外部評価機能の導入について

- ・ガイドラインにおいて、専門家会議による審査が推奨されているが、サービスの質を客観的に評価するため、介護保険にあるような外部評価を導入し、質の高いサービスを担保する仕組みを作る必要がある。
- ・具体的には、地域密着型サービスにおける外部評価のように理念、地域との連携、虐待防止等の項目を外部騎機関が評価するとともに、併せて自己評価も行い、事業者自らの改善に向けた努力を促し、サービスの質の向上を図ることが必要。
- ・サービス管理責任者・児童発達責任者の名義貸し等が散見されているが、サービス管不在のペナルティをさらに大きくしてはどうか。

2 行政・監督体制の強化について

(1)指定権者(指定自治体)の指導体制の厳格化について

- ・新規指定及び運営指導の厳格化が必要であるが、都道府県や政令市が指定を行っているところでは規模が大きすぎる理由などから、直接、現場の状況が把握できていない自治体もあり、その場合は圏域を分割する等が望ましい。

(2)障害福祉計画の適正化

- ・障害福祉計画策定にあたり、事前の実態把握調査を行っている市町村が多いが、ニーズ整理ができておらず、国の基準に合わせて数値をもとに策定し、地域に必要な福祉計画になっていないのではないか。
背景には、行政担当者の専門性不足や業務過重があげられ、人事異動などにより行政担当者の専門性が維持されにくい状況にある。適切な人員や専門職が配置できるような措置が必要ではないか。

3 就労系事業のあり方について

(1)A型からB型への事業変更について

- ・A型(スコア80点～105点で報酬533単位)からB型に事業変更すると、報酬が約837単位に移行でき、訓練等給付費が大幅に増加することとなり、事業者にとっては収入増につながる。実際に令和6年(2024年)4月の報酬改定でA型の「スコア評価方式」が改訂され、多くの事業所で経営収支が厳しくなり、A型事業を閉所し、B型に移行した事業所が各地域で散見される。
A型からB型への事業変更を行う場合、3年間は基礎単価のみとしてはどうか。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(詳細版)

(2)施設外就労の扱いについて

- ・就労系福祉サービスにおける施設外就労で、同一敷地内に別会社を設置し、定員10人の事業所でも施設外就労と見なして20人まで受け入れられるといった問題(定員超過の常態化)についての是正が必要である。

(3)A型事業のあり方について

- ・A型事業のあり方についてはこれまで「雇用と福祉の連携強化のあり方検討会」や「今後の障害者雇用促進制の在り方に関する研究会」においてもA型事業所の位置づけが議論されてきたところであるが、A型事業所は一般企業と同様と捉え、生産性を出している事業所に対しては、報酬単価を上げるなど、経済効率や生産性の視点も必要ではないか。

(4)就労移行支援事業、就労定着支援事業の利用者の職業的重度に応じた基本報酬体系の見直し

- ・現行は障害の軽重や、職業的重度に関係なく、就労移行支援事業や就労定着支援事業は就職者数や就労定着率に応じた報酬単価の設定になっているが、就労困難性をふまえた報酬単価設定が望ましい。

(5)就労系サービス全体について

- ・障害者自立支援法が施行され約20年が経過した今、一般就労、就労継続A型事業、就労継続B型事業(在宅等)それぞれの「働くことに対する考え方の整理」と役割の再定義が必要な時期に来ており、再構成が必要なのではないか。

- ・就労支援だけではなく、根本的な生活保障や所得保障の充実も併せて考えてことが必要である。それが無いために利用者が金銭的魅力のあるサービス(例:高工賃のB型、パソコン貸与)に流れざ、制度の歪みを助長しているという現状がある。